

Let's have a break!

国際特別委員会

「非居住者に係る金融口座情報の 自動的交換のための報告制度」について

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。2017年度より日本もこのネットワークに加盟しています。

そうすると何が起きるのでしょうか？

まず海外の銀行等に隠した資産の存在や、海外の口座に流れ込む資金の存在が明らかになります。5,000万円を超える財産を国外に有する者は、その内容を報告しなければならない制度がありますが、正直に報告する者ばかりとは限りません。そこでこのような情報交換を通じて、海外での所得や、財産を明らかにさせることにより、海外の金融機関にため込んだ資金額や、海外での収入なども明らかになります。

つまり日本に駐在する外国人（居住者）などが、本国で貰っている給与などについて明らかになり

ます。原則日本での労働の対価として得た給与については、どこで受け取ろうと日本の所得税の課税対象となります。出向元の会社が駐在員に対し本国で支払う給与所得等について、今後情報交換を通じて入手できれば、きちんと確定申告を行っていない場合には、申告もれを税務署から指摘されることとなります。

反対に海外に駐在している日本人（非居住者）についても、日本の出向元企業より支払われ日本の口座に振り込まれている給与などの情報が、駐在国の税務当局に提供されることとなります。

日本人海外駐在者（非居住者）に対する出向元支払の給与は、役員などを除き日本では課税されず、出向先の国で課税されるので確定申告が必要です。

いずれにせよ、グローバル時代における納税ルールを周知していくことが大切です。

（原 高明）